

## 投稿論文

## 更生保護における薬物グループワークの変遷

宇都宮保護観察所 企画調整課長 横地 環

## (要約)

1975(昭和50)年頃から10年ほど、当時多かった毒物及び劇物取締法違反による保護観察少年を主な対象とした集団処遇が各地の保護観察所で実施された。内容は、先行した家庭裁判所での試みをモデルとし、視聴覚教材による薬害知識伝授、家族座談会と、少年達の話し合いを組み合わせたものが標準的だった。

一時期、この話し合いで参加者(薬物対象者)の態度変容を目指すグループワークが積極的に行われたが、その後長い目で見るとグループワークは廃れ、一方で薬物対象者の家族のための集まりが定着した。

この変遷を振り返り、その理由を、①薬物依存症についての考え方の変化、②集団に対する苦手意識、③違法薬物使用申告の扱い、の3点から考察した。

最後に、保護観察所が今後覚せい剤成人対象者の薬物集団処遇を大規模導入する見込みであることを踏まえ、参考になりそうな点を書き添えた。

キーワード：集団処遇、薬物依存症、Group work, Drug addiction

## はじめに

保護観察官となって25年が経った。

同じ言葉で更生保護といっても、いろいろなことが変わった。その中で、薬物依存症を抱えた保護観察対象者やその家族に対し、どのように接していくかは、現場業務の中で最も大きく変わったことの一つだと思う。

保護観察実務は個人裁量の幅が大きく、職人的とも言われるが、その土台になっているのは、やはり組織としての経験知の集積である。今年(2012年)秋から、全国7庁で覚せい剤等薬物事犯の処遇プログラムを集団実施することになった。そこで、この機会に、更生

保護における薬物グループワークの変遷を振り返ってみることにした。今後を考えるための参考になればと思う。

過去の実務につき幅広く捉えるため、更生保護関係者がよく執筆してきた雑誌『犯罪と非行』、『更生保護と犯罪予防』、『更生保護』、加えて『家庭裁判所月報』を主な資料とし、私自身の経験を加えた。

## ① シンナー少年集団処遇の苦い体験

2012(平成24)年、同僚の中堅観察官が言った。「これから新しい覚プロを集団で実施するんですって。どうなるんですかね」。私

が「昔は、私もやったけど、シンナー少年の集団処遇をやったんですよ」と返すと、「えーっ、そんなことがあったんですか」と驚かれた。

記憶は断片的だが忘れもしない。昭和から平成に変わる頃。2地区を担当した広島県北部の定期駐在先、公民館の一室。パイプ椅子が車座に並び、不貞腐れた表情の少年達がポツポツと座っている。その輪の椅子の一つに腰掛け、内心緊張しつつも無理して愛想良く、ぶすっとした少年に話しかけて「発言を引き出そうと」した。誰か話し出せばホッとすが、沈黙が続くと苦しい。どうしていいかわからず冷や汗が出る。うつむく少年の肩越しに、心配そうな年配者の顔が見えた。担当保護司だったのか保護者だったのか。

参加者数を確保するのに、あの山間部では、遠くの少年も呼ばざるを得なかった。保護者か担当保護司が車で連れてきてくれるのに頼っていた。

広島の本庁会議室でも同様の集まりを開いていたが、当時の都市部はシンナー少年が多く、呼ぶ相手に事欠くことはなかった。共犯は同じ日に呼ばないなど、少年同士が一緒にならないよう工夫した。

本庁では同僚のサポートがあり、定駐先ほど負担は感じなかったが、集団が難しいという印象は変わらなかった。参加少年から前向きな本音が出ると、同じ立場にある他の少

年と共鳴しあい、集団全体がプラスの方向に変容するという理屈は分かってても、どう働きかければそれを実現させられるかが分からない。苦手意識が残った。

## ② シンナー少年集団処遇の歩み

シンナー少年を対象にした集団処遇を行っていた保護観察所は、広島だけではない。名古屋が1976(昭和51)年<sup>1</sup>、水戸が1978(昭和53)年<sup>2</sup>、長崎が1980(昭和55)年から<sup>3</sup>開始している。また開始年は不明だが、1980年前後に札幌で実施されていた<sup>4</sup>。広島は1985(昭和60)年の実施を取り上げている<sup>5</sup>。今回、文献資料が見つかったのはこの5庁であるが、他の庁でも行われていたようだ。

統計を見ると、毒物及び劇物取締法(以下毒劇法という)違反の送致人員は、1972(昭和47)年の毒劇法部分改正による取締強化後の昭和50年代後半、年間3万人を超えていた。1982(昭和57)年をピークに減り続け、2010(平成22)年には970人となった<sup>6</sup>。当時、シンナー少年対策は大問題だったのである。

以下、5庁の報告を基に、保護観察所でシンナー集団処遇がどのように実施されていたか見ていきたい。

### (1) 実施者

名古屋では「集団処遇班」が交通集団処遇とシンナー集団処遇を実施した。ほぼ同時期(1977(昭和52)年)に、集団処遇を用いる交通

1 本田行秀「シンナー・ボンド等有機溶剤乱用少年の集団処遇」『更生保護と犯罪予防』44号(1977年)36-46頁。

2 斉藤信彦「シンナー吸引対象者の集団処遇について」『更生保護と犯罪予防』64号(1982年)68-75頁。

3 山本一郎「現場からのレポート～シンナー等乱用少年に対する集団処遇」『更生保護』32巻8号(1981年)45-48頁。

4 今田嘉行「現場からのレポート～シンナー等乱用少年に対する集団処遇」『更生保護』32巻8号(1981年)48-52頁。

5 永井文昭「有機溶剤濫用対象者に対する集団処遇の効果を高めるための方策について」『更生保護と犯罪予防』81号(1986年)72-95頁。

6 平成23年版犯罪白書、146頁。

短期保護観察が導入され<sup>7</sup>、「集団処遇は交通とシンナー」とワンセットにしていた庁も多かったようだ。

水戸も「集団処遇班」(観察課長+保護観察官3名、ただし地区担当兼任)が一部BBSの協力を得て実施。長崎は保護観察官全員が輪番で実施。札幌と広島では記載がなく、担当観察官が必要に応じて同僚の助けを得ながら実施したと思われる。これは私の広島での記憶にも合致する。

なお、交通の集団処遇では指定交通保護司による集団処遇が見られる<sup>8</sup>が、シンナー集団処遇の報告にはなく、実施者は観察官に限られたようだ。外部講師として、少年鑑別所職員や麻薬取締官の協力を得ていた庁もあった。

## (2) 目的と標準カリキュラム

主な目標に「本人と保護者に、薬害の危険性を正しく認識させる」を掲げている庁が多い(5庁全てが少年本人だけではなく保護者にも参加を求めている)。ただ広島は「目的は有機溶剤濫用防止」と異質であり、これについては後で詳しく述べる。

標準的カリキュラムは、午後の半日プログラムで、視聴覚教材上映と集団討議の組み合わせ(少年が集団で話し合う間、保護者は別室で座談会)である。視聴覚教材の題は「恐るべきシンナー遊び」「さよならシンナー」等で、参加者の感想は「怖さがわかった」が多いが、「大げさ」も散見される。

どの会も一回で完結し、同じ参加者で複数

回実施しているものはない。ただし水戸は、言い渡し直後の少年用、再非行少年用、サマーキャンプ用と三種類のプログラムを用意しており、サマーキャンプはBBSと共催で一泊二日、実施は年一回、保護者参加なし、目的も「シンナー以外の遊びの楽しさを知ってもらう」と異色である。

## (3) 対象者

「有機溶剤濫用経験のある1号保護観察対象者」(広島ほか)が多いが、本件非行名で選定する庁もあった。2号観察対象者、女子少年、再非行があった少年を同じ集団に入れるか分けるかは庁ごとにバラバラであった。

どの庁も、対象者とともに保護者の参加を求め、同伴で帰宅させている。一部の庁では、担当保護司の参加も求めている。

## (4) 家庭裁判所調査官によるシンナー少年 集団処遇

昭和40年代終わり頃、保護観察所より先に、家庭裁判所調査官がシンナー乱用少年の集団処遇を試みている<sup>9・10</sup>。試験観察中の補導委託であった2泊3日の合宿形式(親も参加)と、調査中・試験観察中の少年を集めた通所形式が記録に残っている。いずれも、施設収容するほどではないが反復してシンナー乱用があった少年を対象とし、小集団で映画「恐るべきシンナー遊び」を見せた後に少年同士の話合いをさせるのが中心である。

映画を取り入れた理由は、「少年たちがシンナーの恐ろしさを知らないため、その啓発防

7 「交通事件対象者に対する短期の保護観察の実施について」昭和52年3月25日保護局長通達。

8 「交通短期保護観察について」昭和60年3月27日保護局観察課解説。

9 榎山四郎「シンナー等乱用少年とグループワーク～試験観察の一環として～」『犯罪と非行』21号(1974年)94-128頁。

10 兼頭吉市、市岡典三、飯久保葛枝、森次郎「家庭裁判所におけるシンナー・ポンド等有機溶剤乱用少年の診断と処遇に関する研究」『家庭裁判所月報』27巻2号(1975年)135-164頁。

止にあった。……下手な説教より、遥かに現実味があり科学的である」(檜山論文)。少年相互の話し合いをさせる理由は、要約すると、①少年は集団に影響されやすいので、集団で考えさせ、みんなでやめようと決めた、という形を作ると社会統制を強められる、②映画が刺激となり、少年たちがさまざまな感情を話すと、抑圧感情の発散や浄化をともなった自己認知の変容が生じ、正しい生活への動機づけを強化できる、の二点である。また、合宿形式の方は親の参加意義として、共同作業により親子間の対話を回復させる、(他の子の中での我が子を見て)我が子を客観的に評価できる、等もあげていた。

上記にあげた複数の保護観察所がシンナー少年集団処遇を導入したのは、調査官による報告が相次いで発表されてから1年から数年後であり、調査官論文の引用もあることから、保護観察所は家裁の「映画プラス話し合い・保護者付き」方式をモデルとして取り入れたと思われる。

#### (5)薬害講習からグループワークへ

グループワークは、集団内の交流によって生じる集団ならではの力を活用して参加者の態度変容を目指す面を持ち、現在は、性犯罪者処遇プログラムを集団実施している保護観察所では実践されているが、保護観察所の交通集団処遇を見ると、集団での知識伝授が主で、グループワークというよりむしろ集団講習と言えよう。

5庁のシンナー集団処遇に戻ると、家裁の影響で「映画プラス話し合い・保護者付き」のプログラムを取り入れた時点では、映画による「薬害知識伝達」、話し合いによる「少年の

態度変容」、保護者参加による「保護者の態度変容」の三つを目指す組み合わせで始まったと思われる。

5庁の報告では、古いものほど集団講習的で、「薬害の本当の怖さを自覚させる」に重点を置き、参加者(少年・保護者)の感想文に「映画で本当の恐ろしさがわかりました」という趣旨があると、処遇効果が上がったと評価している。これは、薬害を理解すれば乱用は止まるはず、という、違法薬物乱用に関する当時の一般的見解(「ダメ、ゼッタイ」)を反映していると思われるが、現在の目で見ると、いったん依存症となった者に対する方策としては疑問である。

時を経て、「シンナーの危険性の認識を強めるだけで充分なのか」(水戸)という問題意識が浮上し、参加少年の間で集団相互作用がプラスに働いて態度変容を導くような話し合いをどう実現できるか、が重要視されるようになった。

この点を追求したのが広島県の報告である。「目的は有機溶剤濫用防止」とし、下位目標に①個別処遇との連携(個別処遇上有益な情報を入手する)、②自己洞察、③濫用中止に向かう気持ちを育てる、を掲げた広島は、態度変容を重視し、「そのためには出席者の発言が数多く出てくる必要がある」と考え、話し合いを活性化させるための努力がなされた。

更に、発言は単に多いだけでなく、発言の中身も上記②③に役立つ内容でなくてはならない(本題以外の無駄話や、上辺だけのタテマエや、他の参加者のやる気を削ぐ発言等をさせないという意味)、と目標を高く設定している。

司会進行担当の保護観察官が当日、発言を引き出しつつ話の方向性の舵取りも一人で行えるよう、「有益な発言を引き出す質問事項」をあらかじめ設定するという工夫をした。各少年の担当保護司から事前にアンケートを取って準備し、当日は参加者の了解を得て集団セッションを録音。これをもとに、後で地元大学講師のスーパービジョンを受けた。

また、シンナー乱用を〈促進／抑止〉する〈人格／環境〉の諸要因を細かく想定し、集団場面での発言から各少年の状態を把握し記録するため、丸印をつけるだけで素早く記載できるよう工夫した面接票を作って①に役立て、会終了後に主任官に情報を引きついだ。

これだけの力を尽くした広島の記事は、一人の保護観察官による一度の集団処遇でも、参加少年の発言を活性化し、保護観察に不利となる発言(例えば、バレていないがシンナーを盗んだ体験談)さえ引き出すことは可能だとして、グループワークに肯定的な結論で終わっている。

#### (6)薬物グループワークの衰退

しかし、シンナー少年の集団処遇は、1986(昭和61)年の広島による報告以来、徐々に衰退し、報告も見当たらなくなる。

その第一の理由は、先述のとおり、シンナー少年自体が激減したことであろう。だが、この頃シンナーが廃れる一方で覚せい剤が「暴力団からのみ供給される、一つの下位文化」<sup>11</sup>から、誰でも気軽に入手できる薬物に変化し、覚せい剤事犯は増加した。シンナー

少年集団処遇で培ったグループワークの手法を、覚せい剤対象者に適用するという流れが広がっても不思議でないが、実際にはそうはならなかった。

1989(平成元)年から数年間、札幌で行われた覚せい剤事犯対象者の集団処遇が報告されている<sup>12</sup>。内規に定められた集団処遇の目的は、「(集団処遇を実施して)個別処遇の効果を高めること」で、内容はビデオ「人間やめますか」視聴と集団討議(1時間)の組み合わせである。参加者は開始後3か月以内の4号観察対象者から選定され、参加は任意。引受人にも参加を依頼し、対象者同士の交際を避けるため担当保護司に同伴帰宅を依頼している。

1994(平成6)年の報告時点までに集団処遇は13回開催されたが、出席者は合計44名で、充足率が低い(33.8%)のが一番の問題だとしている。またカリキュラム上の課題は、集団討議で「話し合いに入るまでに時間がかかりすぎ、覚せい剤体験談で時間切れになってしまい、今後の使用防止対応策まで至らない場合もある」と、ここでも参加者の発言を活性化することである。

以上を見ると、札幌で行われた4号成人の覚せい剤集団処遇は、ほぼシンナー少年集団処遇と同じ内容で同じ課題が指摘され、そして、シンナー集団処遇同様、どこかの時点で自然消滅したようだ。私が2008(平成20)年札幌勤務となった時には、既に忘れられていた。

なお、かつて保護観察所が手本とした家裁でのシンナー集団処遇は、「保護的措置として

11 今井好司、亀貝邦子、小澤一男、荒木慶胤、武藤文子、座間味宗和、北澤信次「座談会～覚せい剤事犯対象者の処遇をめぐって」『更生保護』34巻6号(1981年)28-39頁。

12 若林英明「覚せい剤事犯対象者等に対する集団処遇について」『犯罪と非行』102号(1994年)176-191頁。

のシンナー講習」という保健教育の場に性質を変え、実施者も調査官から医務室技官(医師・看護師)が主体となった<sup>13</sup>。薬物教育を性教育と一体化して保健指導を実施した報告もある<sup>14</sup>が、これは個別処遇で行われている。

一方で薬物処遇とは別に、家裁調査官が保護者に対してグループワークを実践した例は数多く、現在に至るまでコンスタントに発表されている<sup>15・16・17</sup>。

### (7)家族向け機会提供の発展

5庁によるシンナー集団処遇の報告に戻る。実施を重ねる中で、「少年の討議においては、若干発言が低調であったが、保護者においては活発な発言がなされ…」(長崎)、(今後の集団処遇の拡大案として)「対象者の保護者(家族)の集会はどうか」(水戸)、更に「(集団討議の参加者は乱用程度の浅い者だけに限るべきだが)引受人への働きかけはすべての場合に有用である<sup>18</sup>」(名古屋)と、本人より保護者/家族の話し合いが有望との意見が出ている。

名古屋は、「過去における集団処遇(交通、シンナー)の経験から、集団処遇の中で薬害についての知識を与えること及び集団の相互作用によって引受人の態度変容を図ること

が可能ではないかと思われました」<sup>19</sup>として、覚せい剤事犯の引受人を対象とした集まりを1985(昭和60)年から導入した。

札幌でも、上記の覚せい剤集団処遇開始と同じ1989(平成元)年から覚せい剤事犯者(在監中)の引受人との座談会」が導入された。覚せい剤集団処遇と異なり、引受人座談会は現在まで(休眠期間もはさんで)続いている。

## ③ 分析

以上で、保護観察所のシンナー少年集団処遇が「①視聴覚教材による薬害知識伝授、②グループワークによる態度変容、③保護者/家族会」の三点セットで始まり、①から②に発展するかに見えたが、結局③だけが残った過程を振り返った。なぜそうなったのだろうか。

### (1)薬物依存症についての考え方の変化

アルコール依存症からの回復者に学び、薬物依存症者が自分達の手でリハビリテーション施設DARCを最初に東京で立ち上げたのは1980年代半ばである。私は1996(平成8)年からDARC所在地区を担当し、保護観察対象者が住んでいたDARCに出入りして、薬物依存症の当事者がいかに回復し、「先ゆく仲間」として依存症回復支援を行っているかを学ぶ機

13 沼賀摂子, 築地芳美「毒物及び劇物取締法違反の少年に対する家庭裁判所医務室による教育的かわり」『家庭裁判所月報』49巻6号(1997年)99-139頁。

14 崎濱ルリ子「性非行少年及び有機溶剤(シンナー)吸入少年に対する保健指導の実情と今後の課題について」『家庭裁判所月報』52巻4号(2000年)131-165頁。

15 倉石哲也, 稲荷康二「グループワークを活用した非行少年の保護者への指導・援助～学童期の初期非行を考える親の会の実践活動～」『家庭裁判所月報』54巻7号(2002年)81-131頁。

16 大分家庭裁判所中津支部「少年事件における保護者に対する措置としての保護者会の試み」『家庭裁判所月報』56巻9号(2004年)137-169頁。

17 和田彰, 鈴木正彦, 笠原正宏, 谷村和人, 村田恵美, 菅原佐企子「中規模支部における保護者会(グループワーク型)の試み」『家庭裁判所月報』58巻11号(2006年)189-230頁。

18 菅沼登志子「覚せい剤乱用少年の社会内処遇について～改善更生をどのように援助するか～」『犯罪と非行』57号(1983年)158-172頁。

19 菅沼登志子, 加藤修一, 水野正子, 成瀬良一「覚せい剤事犯による在監・在院者の引受人との連絡会」の実施状況と考察」『更生保護と犯罪予防』86号(1987年)54-64頁。

会を得た<sup>20</sup>。

この頃、DARCと協力して保護観察を実施した事例を保護観察官仲間の研究会で発表したところ、「私は上司から、そんな“阿片窟”に(対象者を)帰住させられない、と言われました」との発言が返ってきたのを覚えている。

しかし、DARCは当事者による回復支援を地道に積み重ね、現在では全国約60か所に施設が増え、各地で保護観察所との連携関係(入所・通所の委託含む)も育っている。

依存症からの回復支援には何が有効かという知見の変化に続き、DARCとの連携が制度化され、認知行動療法をベースとしたプログラムが刑務所の中でも保護観察所でも実施されるようになった。政策も変化したということである。

シンナー少年集団処遇で、グループワークに力を入れた広島県の報告に戻る。当時は、一般に薬物依存症者に対する集団精神療法が高く評価されていた<sup>21</sup>が、広島がベースとした「乱用抑止のため人格/環境の諸要因を重視する」という考え方も、精神科医である小田晋の影響を受けている。小田は、薬物乱用はその人の人格(素質と発達上獲得したもの)と環境(薬物入手機会と人間的状況)との関数であるとし、薬物乱用成立の公式として概念化した<sup>22</sup>。人格と環境の誘因のうちいずれかをゼロにできれば、薬物乱用を防止、あるいは消失させることができるとする。この仮説に基づくと、集団処遇場面で諸要因のうち一つ

でも変えられれば、薬物乱用防止が達成できそうに見える。

しかし現在の目で見ると、この仮説は、薬物依存症の進行性や、原因抑止だけではなく新しい生き方ができるよう支援するという回復援助の視点を欠いている。したがって、集団の中で態度が変われば薬物が止められるという見通し自体が甘かったことになる。

また、参加者の中には保護観察処分を受けた後に再乱用があった者が含まれており、少なくとも彼らは依存症が疑われる。しかしここでは、彼らが薬物依存症者に特有の否認(自分の問題を否定したり過小評価すること)を持っていることが見過ごされている。

DARCプログラムの中心は、一日3回のグループミーティングであり、入所者は毎日参加する。参加者は全員当事者である。保護観察所より遥かに正直になりやすい環境だろう。それでも、他の参加者の話が他人事ではなく「耳に入ってくるようになるまで」に何日も何か月もかかるのが普通だという。「集団の中で態度が変わる」のは、更にその先の話である。

広島県の集団処遇担当官は、頭が下がるほどよく努力しているが、現在の依存症理解に立つと、この問題に一度のグループワークで対処すること自体、竹槍で戦車に立ち向かうような策だったことになる。

## (2) 集団に対する苦手意識

もう一点、依存症理解とはまた別に、保護観察官がグループワークそのものに苦手意識

20 横地環「荒川の東京ダルク～保護観察と薬物依存症者リハビリ施設の関わりを考える～」『更生保護と犯罪予防』130号(1998年)50-68頁。

21 首沼登志子「覚せい剤乱用少年の社会内処遇について～改善更生をどのように援助するか～」『犯罪と非行』57号(1983年)158-172頁。

22 小田晋「薬物乱用者のパースナリティ」『犯罪と非行』49号(1981年)35頁。

を抱きがちだという問題がある。

経験を積んだ保護観察官は、個別面接の場で相手が後ろ向きなことやこちらを不安にさせるような発言を口にしても、まずはじっと聴き続け、相手の真意や置かれた状況をより深く把握しようとするだろう。そうすることでのみ、本音を語れる関係ができること、そして相手の話を遮る判断をするにしても反論するにしても、相手は自分の話が一段落ついでからでないで聞く耳を持たないことを経験上知っているからだ。聴くに耐えない、あるいは望ましくない話でも、必要なら受け止める能力を支えるのは、経験に裏打ちされた自信である。

しかし集団場面となると、ベテラン観察官でもこれまでの経験に乏しいのが普通である。「多勢に無勢」でもあり、集団が暴走すると自分で抑えきれなくなるのではないかと不安である。だから、集団参加者の発言を望ましい方向へ、安全な方向へと、つつい誘導してしまうのだろう。しかし、教科書に載っているような「良い」発言は、多くの参加者の内心の思いからは遠のくため、参加者の発言は低調にならざるを得ず、「望ましい発言」と「活発な発言」を両方達成するのはとても難しい。

### (3)リアルタイムの違法薬物使用申告を どう扱うか

更に、保護観察所が再犯再非行をどう扱うかという問題が絡んでくる。

広島薬物集団処遇担当官は、交通のグループワーク場面でも発言活性化に取り組み、

担当官自ら「スピード違反は誰でもやっているでしょう」と参加者に問いかけるなど工夫をし、参加者が正直になれる場を確保することによって「活発な発言」を実現している<sup>23</sup>。

しかし、薬物グループワークでは、参加者から正直な現在進行形の違法薬物使用申告があった場合、即、不良措置を検討しなければならないという、保護観察所独自の限界が見えてしまう。

これは個別処遇にも共通し、保護観察所の機関としての役割の根本に関わるので、今も難しい点である。ただし、北米では現在までの間に、社会内で司法機関経由の薬物処遇を受けている者に再使用があった際、約束違反と位置づけてより重い施設送致処分にするのではなく、逆に、ミーティングへの出席頻度を上げるなど、処遇を強化するきっかけとして利用する方法が効果をあげていることを指摘しておきたい<sup>24</sup>。

私自身も「苦手意識が残った」と書いたが、以上三つの理由により、全国で多くの同僚が同じように苦い思いを抱いたのではないか。この方式の薬物グループワークがやがて立ち消えたのは、無理もなかったと思う。

### (4)家族支援の有効性

いわゆる引受人会、家族のための集まりの有効性と実践例については、紙幅の関係上、ごく簡単に触れる。

家族は本人と異なり、何とか状況を変えたいと思っていることが多く、また多くが「家の恥」として問題を抱え込み、誰に相談して

23 永井文昭「交通講習における討議活性化の方法」『更生保護と犯罪予防』87号(1987年)57-79頁。

24 横地環「アメリカ合衆国で見た薬物依存犯罪者の社会内処遇－刑事司法機関と依存症回復支援－」『更生保護と犯罪予防』153号(2011年)142-173頁。



いいかも分からず、孤立して苦しんでいる。したがって、家族は参加意欲が高い。

さいたま保護観察所で平成22～23年度に4回実施した「引受人家族の会」(保護司特別研修としても位置づけ、生活環境調整事件担当保護司にも参加依頼する)は、家族支援のための知識伝達の間として設けられた。仮釈放や保護観察の話ではなく、まず薬物依存症とは何かを理解してもらい、家族はどうすれば良いか、近所の相談先はどこか、という話に絞った。埼玉県内の社会資源、すなわち埼玉県立精神医療センター、埼玉ダルク、ナラノン(大宮グループ)、さいたま市精神保健福祉センターに依頼し、保護観察所に集まった専門家と当事者から、参加家族は直接話を聞ける。

驚いたのは、当日欠席する人がほとんどおらず、また実際にこの会をきっかけとして後にダルクや精神医療センターに出かけ、つながった家族や本人が出たことであった。家族同士が話し合う場がなくても、相応の効果をあげることができたと言える。

私は転勤してさいたまを離れたが、今年度からこの内容に加えて家族同士の話し合いの場(座談会)を設ける予定だと聞く。今後の発展を期待している。

#### ④ むすび — これからの展望

近い将来、覚せい剤成人の薬物集団処遇が導入され、しかも参加人数も回数も今までの比でなく多いことが予想されている。現場には不安の声がある。

ここ数年、性犯罪者プログラムを集団実施してきた庁では、外部専門家のスーパーバイズを受け内部でも研鑽を重ね、認知行動療法の習

得もさることながら、集団相互作用を使ってグループワークを実施できる観察官が育ってきていると聞く。この人たちはいずれ他の庁でグループワークを教える立場に回り、保護観察官全体としてのグループワーク経験値は上がっていくだろう。更に、体験を通じて自信を付けるような実践形式の研修やスーパービジョンの機会が広く設けられれば、観察官のグループワーク苦手意識は克服できると思う。

また現段階で、今秋から導入予定の薬物プログラムワークブックや、薬物プログラム集団実施開始に先立って本省が用意したデモ用DVDを見た限り、グループの進行役にかかる負担はさほど大きくないと思われる。

まずグループの進行役は二人で、一人(ファシリテータ)が司会をする間、もう一人(コ・ファシリテータ)は白板に参加者の発言を書いたり、状況によって補足説明や介入も行い、司会を助ける。精神保健福祉センターで行っている同種のプログラムでは、コ・ファシリテータは回復者(ダルクスタッフ)が務め、過去の当事者経験を活用して参加者の発言を深める役割を果たしているという。保護観察所の新プログラムにも応用できそうだ。

更に大切なのは、新プログラムは選りすぐりの専門家による高水準の精神療法を目指してはいないという位置づけにあることだ。薬物依存症は糖尿病や高血圧といった慢性疾患同様、毎日の日常生活で回復を保つためのメンテナンス(維持管理)が長続きするかどうかが予後を決める。そのためには、地域生活を送りつつ一生続けられる、定期的なメンテナンスの機会を地域でたくさん作る必要がある。我が国においてはその地域資源の一つが保護観察所の新プ

プログラムであるということだ。

もちろん、保護観察は期間限定かつ強制が伴う処分であるから、本人の自発性が利用の基盤であり期間の特定もない、医療・保健・民間支援の地域支援とは異なっている。しかし薬物依存症者に薬物乱用を絶たせるためには、「罪と罰（覚せい剤乱用に対し懲役刑）」の路線から、「依存症と回復支援（薬物依存症に対しダルクやNA係属）」の路線に軌道に移す必要があるという考え方を法務省は取り入れた。刑務所から、地域生活における回復資源利用へと軌道を切り替えるための橋渡しが可能なのが保護観察期間であり、新プログラムの位置づけはここにある。保護観察期間中の新プログラムは、保護観察終了後に通い続けるよう推奨するダルクやNAへの踏み台としての性格を持つ。

ダルクやNAのミーティングで、参加者が教科書に載っているような「良い」発言をすることは

期待されていない。発言の順番をパスして無言のまま帰っても良い、時間がかかっても良い。ミーティングに出席し続けること、正直になることが大切と言われる場だ。保護観察所の集団処遇がこれを真似ることは不適當だが、新プログラムの先にあるものを知っておくのは役に立つ。

新プログラムの担当官は、昔のシンナー集団処遇のように「私が発言を引き出し、望ましい方向に導かなくては」という圧力を感じなくて良いのである。

今後は、無理に高い目標を狙って背伸びせず、また保護観察官が全体として力量を付け、薬物依存症からの回復支援に役立つグループワークを実現させられると良いと思う。なお、私は家族支援（家族のグループワークを含む）が、保護観察所が実施するのに適し、今後伸びていける分野だと考えているが、この点は機会を改めて論じてみたい。

## 英文タイトル

### A review of group work provision for probationers who committed drug offence

Tamaki Yokochi